

◎ 特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届(特例付加年金)の記入方法

◆ (1)欄は、特例付加年金証書の記号番号を記入すること。

◆ (2)欄は、この届書の内容を本人に変わって記載したときは、必ず、本人に記載内容の確認をさせること。

◆ (3)欄は、生年月日が1桁の場合は前に「0」を記入すること。

◆ (6)欄は、B面の事由の中から該当する事由番号を記入すること。

◆ (8)欄は、当事者間の使用収益権の消滅に関する契約書(合意解約書等)により、返還年月日を記入すること。

◆ 農地等の権利を移転した場合、(10)欄はその使用収益権の移転年月日を、(11)欄はその移転した面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。(なお、この場合、返還を受けた農地等の所有権の移転であるときは、(8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

1 農業用施設へ転用した場合

◆ (15)欄は転用した農業用施設の区分について、該当するものを○で囲み、(16)欄は農業用施設の名称を具体的に、(19)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(17)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(18)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。また、(20)欄は農業用施設用地の処分の相手方が譲受後継者であるかどうか該当する番号を○で囲むこと。

(様式第K66号)

処理コード 7464 01 K66号 1/9 **A 面**

特定処分対象農地等及び特定農業用施設処分届(特例付加年金)

(1) 特例付加年金証書の記号番号 **5 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 0 | 1 | 2**

(2) (フリガナ) **ノウネン タロウ**
氏名 **農年 太郎**

(3) 生年月日 昭和 2 年 2 月 2 日

(4) 住所 郵便番号 **1 | 0 | 5 | - | 8 | 0 | 1 | 0** **東京** 都道府県 **新橋市西新橋1-1-1**

(5) 届出年月日 (JA受付年月日) 令和 4 年 0 | 1 月 0 | 5 日 0 | 7 日

各事由共通の記入箇所

(6) 特定処分対象農地等及び特定農業用施設返還届B面の返還を受けた事由 **〇〇**

(7) 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の面積
1 特定処分対象農地等 **〇〇〇〇** m²
2 特定農業用施設 **棟** m²

(8) 返還年月日 平成 3 年 0 | 1 月 0 | 5 日 0 | 1 日
(9) 返還面積 1 特定処分対象農地等 **〇〇〇** m²
2 特定農業用施設 **棟** m²

返還を受けた特定処分対象農地等及び特定農業用施設を移転又は設定した処分年月日等

(10) 移転年月日 平成 3 年 0 | 1 月 0 | 5 日 0 | 3 日
(11) 移転面積 1 特定処分対象農地等 **棟** m²
2 特定農業用施設 **棟** m²

(12) 設定年月日 平成 3 年 0 | 1 月 0 | 5 日 0 | 3 日
(13) 設定期間 **10** 年
(14) 設定面積 1 特定処分対象農地等 **500** m²
2 特定農業用施設 **棟** m²

(農業用施設)

農業用施設の概要		(16) 名称	(17) 棟数	(18) 建築延べ床面積	(19) 所要面積	(20) 処分の相手方は譲受後継者で
建築物	農機具倉庫	1棟	100	m ²	150	m ² ①ある ②ない
	かんがい・排水施設			m ²	m ²	①ある ②ない
	農業用道路			m ²	m ²	①ある ②ない
	ため池			m ²	m ²	①ある ②ない
	その他			m ²	m ²	①ある ②ない
合計				m ²	m ²	

※JA記入欄

農林漁業団体統一コード			
種別	都道府県	団体統一コード	支所コード
9	9	9 9 9 9	9 9

TEL. 99-9999-9999

※受付印

★農業委員会記入・確認欄

農業委員会の住所地球号	
都道府県	市区町村コード
9 9	9 9 9 9

届書の記載内容は、事実と相違ないことを確認しました。

令和 1 年 5 月 7 日

TEL. 99-9999-8888

★受付印

×基金記入欄

×受付印

◆ (5)欄は、JAの受付年月日を記入すること。

◆ (7)欄は、特定処分対象農地等及び特定農業用施設(経営移譲後、当該経営移譲の相手方に所有権を移転した農地等又は農業用施設及び土地収用該当事業など支給停止除外事由に該当した農地等を除く。)の合計面積(m²未満の端数を切り捨てること。)、棟数を記入すること。

◆ (9)欄は、受給権者が返還を受けた特定処分対象農地等又は特定農業用施設の合計面積(m²未満の端数を切り捨てること。)、棟数を記入すること。

◆ 農地等の権利を設定した場合、(12)欄はその使用収益権の設定年月日を、(13)欄はその設定期間及び(14)欄はその設定した面積(m²未満の端数を切り捨てること。)を記入すること。(なお、この場合、(8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

◆ ※欄は、農林漁業団体統一コードを記入すること。(なお、市区町村取扱いのところは種別を「6」として当該市区町村の都道府県・市区町村コードを記入すること。)

◆ ★欄は、届書を受付けた農業委員会の住所地の都道府県・市区町村コードを記入し、必ず確認年月日を記入すること。

2 農業体験施設等とした場合

◆ (21)欄は転用した施設について該当する欄に○を付し、(24)欄はその周辺の地域の農業の振興に供した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(22)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(23)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。

〈農業体験施設等〉		(21)棟数	(23)建築延べ床面積	(24)所要面積
○	農業体験施設	1棟	1200 m ²	1500 m ²
	市民農園			m ²
	特定農地貸付けの用に供された農地			m ²

3 譲受後継者用住宅とした場合

◆ (25)欄は譲受後継者の氏名を、(26)欄は届出者との続柄を、(27)欄は建築構造を「木造2階建」等と、(27)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(30)欄は転用した農地等の面積を記入し、(31)欄は過去に後継者の居住する住宅に転用した農地等がある場合には、今回転用した農地等を含めたその累計面積を記入すること。また、(32)欄は(7)欄の特定処分対象農地等の面積に対する(31)欄の転用した農地等の面積の割合が20パーセント以内であること。

〈譲受後継者用住宅〉					
譲受後継者が自ら居住するために必要住宅及び附属施設の概要					
(25)居住する者の氏名	(26)届出者との続柄	(27)建築構造	(28)棟数	(29)建築延べ床面積	(30)所要面積
農年 一郎	長男	木造2階建	1棟	125 m ²	300 m ²
(31) (30)欄の住宅等の過去からの累計面積			300 m ²	(32) (31)欄の面積/当初の特定処分対象農地等の面積(20%以内)	
				2	%

4 主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設とした場合

◆ (33)欄は転用した施設の区分について該当する欄に○を付し、(34)欄はその施設の名称を具体的に、(37)欄は転用した農地等の面積を記載すること。更に建築物の場合は、(35)欄は建築物の棟数を1棟、2棟等と、(36)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記入すること。

〈主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設〉					
主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の概要					
(33)施設の区分(該当に○印)	(34)名称	(35)棟数	(36)建築延べ床面積	(37)所要面積	
	公民館		m ²	m ²	
○	その他の集会施設	西新橋地区集会所	1棟	200 m ²	350 m ²
	公園・広場			m ²	
	集落道			m ²	
	下水処理施設		m ²	m ²	
	その他の公共の用に供する施設		m ²	m ²	

5 就業機会の増大に寄与する施設とした場合

◆ (38)欄は該当する施設を○で囲み、(39)欄はその施設の名称を具体的に、(42)欄は転用した農地等の面積を記入すること。更に建築物の場合は、(40)欄は建築物(建築物に限る。)の棟数を1棟、2棟と(41)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を記載すること。

〈就業機会の増大に寄与する施設〉					
就業機会の増大に寄与する施設の概要					
(38)施設の区分(該当に○印)	(39)名称	(40)棟数	(41)建築延べ床面積	(42)所要面積	
	工場、流通業務施設又は商業施設		m ²	m ²	
○	教養文化施設	西新橋文化資料館	1棟	2000 m ²	3000 m ²
	スポーツ又はレクリエーション施設		m ²	m ²	
	休養施設		m ²	m ²	
	宿泊施設		m ²	m ²	

6 直系卑属の住宅とした場合

◆ (43)欄は居住する直系卑属の氏名を、(44)欄は届出者との続柄を、(45)欄は建築構造を「木造2階建」等と、(46)欄は棟数を1棟、2棟と、(47)欄は建築延べ床面積(複数棟の場合はその合計延べ床面積)を、(48)欄は転用した農地等の面積を記入し、(49)欄は過去に直系卑属の居住する住宅に転用した農地等がある場合には、今回転用した農地等を含めたその累計面積を記入すること。

〈直系卑属の住宅〉					
受給権者の直系卑属(譲受後継者を除く)が自ら居住するために必要な住宅の概要					
(43)居住する者の氏名	(44)届出者との続柄	(45)建築構造	(46)棟数	(47)建築延べ床面積	(48)所要面積
農年 三郎	三男	木造1階建	1棟	150 m ²	300 m ²
(49)過去からの累計面積(10アール以内)		300 m ²			

7 基金の承認の場合

◆ (50)欄は、(6)欄が「15」の場合に該当する欄に○を付すこと。

〈基金の承認〉	
(50)基金の承認を受けた場合における処分である(該当に○印)	
○	上記(6)の事由が「15-イ」である場合 公的機関又は公共的団体の長の意見書のとおり処分である。
	上記(6)の事由が「15-ロ」である場合 予見し難い突発的な事由により処分し、かつ、処分に係る対価の額の過半が当該事由により生じた支出に充てられたものである。

8 買換え又は交換の場合

◆ (51)欄は代替農地等の提供者の氏名、(52)欄は提供者の住所、(53)欄は提供した代替農地等の面積及び(54)欄は提供した年月日を記入すること。なお、提供者が複数の場合には、提供者ごとに記入すること。

◆ (55)欄は(9)欄の返還を受けた農地等の面積に対する(53)欄の合計面積の割合をパーセントで記入すること(80パーセント以上であることが必要。)

◆ (56)欄は提供を受けた代替農地等を譲受後継者に所有権を移転した年月日を、(57)欄はその面積を記入すること(8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

◆ (58)欄は提供を受けた代替農地等を譲受後継者に使用収益権の設定した年月日を、(59)欄はその設定期間を、また、(60)欄には面積を記入すること((8)欄の返還年月日から1年以内であることが必要。)

C 面

〈買換え及び交換〉					
代替農地等の取得・処分の概要					
(51) 農地等の提供者氏名	(52) 住所	(53) 受給権者の取得した農地等の面積	(54) 取得年月日		
年金 一平	東京都新橋市西新橋2-1	360 m ²	平成30年10月5日		
(55) (53)の合計面積 / (9)の1欄の返還を受けた特定処分対象農地等の面積(80%以上)			80 %		
(53)欄の取得農地等の譲受後継者への処分					
(56) 移転年月日	(57) 移転した農地等の面積				
平成30年10月6日					
(58) 設定年月日	(59) 設定期間	(60) 設定した農地等の面積			
平成30年10月6日	10年	360 m ²			

9 返還後に一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難となった場合

◆ (61)欄は該当する原の欄に○を付し、(62)欄はその所在、(63)欄は地番、(64)欄は面積をそれぞれ記載し、(65)欄は農地、農業用施設の該当するものを○で囲む。

〈返還後に一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難〉					
一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち返還後農業を営むことが困難となった概要					
(61) 特定処分対象農地等及び特定農業用施設の返還後に、一団の特定処分対象農地等及び特定農業用施設の一部が右記のいずれかに該当したことにより残余部分につき農業を営むことが困難となった場合の原因(該当に○印)	<input checked="" type="checkbox"/>	土地収用法その他の法律により収用又は使用に該当			
	<input type="checkbox"/>	推定土地収用法その他の法律により収用又は使用に該当			
	<input type="checkbox"/>	農林水産大臣の定める事業に該当			
	<input type="checkbox"/>	災害に該当			
(61)の原因により特定処分対象農地等及び特定農業用施設のうち農業を営むことが困難となった残余部分の面積等					
(62) 所 在	(63) 地 番	(64) 面 積	(65) 特定処分対象農地等又は特定農業用施設の区分(該当に○印)		
東京都新橋市西新橋	123	25 m ²	特定処分対象農地等	特定農業用施設	
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		

10 返還後災害により農業を営むことが困難となった場合

◆ (66)欄は災害により農業を営むことが困難となったその所在を、(67)欄は地番、(68)欄は面積をそれぞれ記載し、(69)欄は農地、農業用施設の該当するものを○で囲む。

〈返還後に災害により農業を営むことが困難〉					
災害により農業を営むことが困難となった概要					
特定処分対象農地等及び特定農業用施設の返還後に、災害により農業を営むことが困難となった面積等					
(66) 所 在	(67) 地 番	(68) 面 積	(69) 特定処分対象農地等又は特定農業用施設の区分(該当に○印)		
東京都新橋市西新橋	245	500 m ²	特定処分対象農地等	特定農業用施設	
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		
		m ²	特定処分対象農地等・特定農業用施設		

11 あっせん等申出及び生産力維持

◆ (70)欄は返還後、あっせん等申出又は生産力維持を行っている農地等の面積を記入し、(71)欄は、申出の内容に該当する欄に○を付すこと。(72)欄は、生産力維持するための措置を行っているか該当するものに○を付すこと。

〈あっせん申出又は生産力維持〉					
特定処分対象農地等の返還後、あっせん等申出又は生産力維持を行っている当該農地等の概要					
(70) 面積	(71) 申出の内容				
1000 m ²	農業委員会に対してのあっせん申出				
	農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に対しての処分の申出				
(72) 当該農地等の状況は、有害動植物の駆除、緑肥作物の栽培及び農地等へのすき込みその他の農地等の生産力維持するための措置が講じられているか。(該当に○印)	<input checked="" type="checkbox"/>	該当する			
	<input type="checkbox"/>	該当しない			

12 処分の相手方状況

◆ (73)欄は使用収益権の移転又は設定をした相手方(第三者)の氏名、(74)欄は生年月日及び(75)欄は住所(相手方が法人である場合は、法人の名称、代表者の氏名、及び主たる事務所の所在地)を(76)欄は新規就農者であるときは○をする。(77)欄は新規就農者の農業従事期間の該当に○をし、(8)欄又は(13)欄の日まで引き続き1年以上あるときは、上段に期間を記入すること。また、引き続き1年はないが通算すると3年以上あるときは、下段に期間を記入すること(なお、1ヶ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)

◆ (78)欄は使用収益権の移転又は設定をした後継者の氏名を、(79)欄は生年月日を、(80)欄は住所をまた、(81)欄は届出者との続柄を記入し、(82)欄は後継者の農業従事期間の該当に○をし、(8)欄又は(13)欄の日まで引き続き1年以上あるときは、上段に期間を記入すること。また、引き続き1年はないが通算すると3年以上あるときは、下段に期間を記入すること(なお、1ヶ月未満の期間は切り捨てて記入すること。)

〈処分の相手方状況〉

返還を受けた特定処分対象農地等及び特定農業用施設等の処分相手方状況					
第三者	(73) 氏名 (法人の名称)	(74) 生年月日 (法人代表者氏名)	(75) 住 所 (主たる事務所の所在地)	(76) 新規就農者の有無 (該当のみ○印)	(77) 農業従事期間 (該当に○印)
		年金 三平	S58.1.1	東京都新橋市西新橋2-5	○
後継者	(78) 氏 名	(79) 生年月日	(80) 住 所	(81) 届出者との続柄	(82) 農業従事期間 (該当に○印)
	農年 二郎	S54.3.1	東京都新橋市西新橋1-1-1	次男	○ 引き続き 年 月 通算 5年 6月